

(資料)

高度実践看護師教育課程 38 単位移行に向けての課題検討

－38 単位移行実施大学への質問調査を通して－

佐藤悦子¹⁾ 遠藤みどり²⁾ 清水恵子³⁾ 平尾百合子⁴⁾ 米田昭子⁵⁾
渡辺かづみ²⁾ 依田純子¹⁾ 泉宗美恵¹⁾ 野澤由美³⁾ 前澤美代子⁶⁾

要 旨

すでに高度実践看護師教育課程を 26 単位から 38 単位移行した大学への質問調査から、移行に向けての課題を明らかにすることで、38 単位化を目指す大学の移行に向けた取り組みの示唆を得たいと考えた。独自の質問調査用紙を作成し、82 大学院に発送し 31 校より回答を得た。

その結果、大学の体制の課題としては就業しながらでも学べる環境づくりや学部と大学院を兼務している教員がほとんどであり、教員の勤務体制、組織的な大学の体制づくりなどがあげられた。教育体制への課題としては、10 単位の実習の配分と実施時期、医師等の外部講師の確保、実習施設との指導体制の強化があげられ、また、「研究」の位置づけの検討があげられた。さらに、就業しながら学修する学生が多いため、修得しなければならない単位数が増加したことによる学生確保の取り組み、途中で進路変更できる高度実践看護師教育課程と修士論文課程との選択制の導入の必要性が示唆された。

キーワード：高度実践看護師教育課程 38 単位化移行課題

I. はじめに

日本看護系大学協議会は、少子高齢社会や医師不足を背景にこれまでにない看護への社会からの期待に応えるべく、高度実践看護師教育課程(CNS 教育課程)を今までの 26 単位から 38 単位移行することを決定した(2011 年 6 月)¹⁾。移行計画において、26 単位教育は 2020 年度限りで全て終了する。

2010 年に日本看護系大学協議会は高度実践看護師を「看護系大学院の教育を受け、個人、家族、集団および地域に対して、ケアとキュアの融合による高度な知識・技術を駆使して、疾病の予防、および治療・療育過程の全般を管理・実践できる者をいう」と定義した²⁾。さらに 2012 年度より教育内容を 38 単位数に増加させ、そこに

は、医学的な判断力を高める必要性からフィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学を 6 単位追加し、さらに専門科目を 2 単位、実習単位を 4 単位追加し実践力の強化を図るねらいがある。

高度実践看護師教育課程は、108 大学 301 教育課程(2017 年 2 月現在)で、そのうち本学と同じ 26 単位の課程は 115 である。38 単位の教育課程は 184 課程あり、うち 26 単位から 38 単位移行したのは 116 教育課程である。本学においても、38 単位移行に向けて検討準備を進めてきたが、さらに具体的な計画を立案し早急に取り組んでいかなければならない。

そこで、すでに 38 単位移行した教育課程を持つ実施大学から具体的なカリキュラム運営等

1) 山梨県立大学看護学部 在宅看護学
2) 山梨県立大学看護学部 急性期看護学
3) 山梨県立大学看護学部 精神看護学
4) 山梨県立大学看護学部 感染看護学
5) 山梨県立大学看護学部 慢性期看護学
6) 山梨県立大学看護学部 がん看護学

に関する情報を収集し分析することで、38 単位化移行を目指す大学の 38 単位化を進めるにあたっての課題を明確にしたいと考えた。課題を明らかにすることで、具体的な 38 単位化に向けた取り組みの一助としたい。

II. 研究目的

すでに高度実践看護師教育課程を 26 単位から 38 単位に移行した大学への質問調査から、移行に向けての課題を明らかにする。それを明らかにすることで 38 単位化を目指す大学の移行に向けた取り組みへの示唆を得る。

III. 研究方法と手順

- 1 研究デザイン：アンケート調査による量的記述的研究
- 2 調査対象：38 単位に移行した高度実践看護師教育課程のうち本学にある専門分野と同様の 82 教育課程を持った大学
内訳：がん看護（33 課程）
慢性看護（11 課程）
精神看護（17 課程）
感染看護（6 課程）
クリティカルケア看護（11 課程）
在宅看護（4 課程）
- 3 調査内容：
 - ①基本情報（分野名、38 単位に移行してからの経過年数、学生数）
 - ②大学の体制に関すること（長期履修制度等の有無、教員の体制や報酬 等）
 - ③カリキュラムに関すること（実習単位の配分、研究科目、共通科目 等）
 - ④学生の状況に関すること（就業しながら来ている学生の有無、単位数が増えるの影響 等）
 - ⑤学生確保に関すること
 - ⑥38 単位移行に当たっての留意点について等、自由記述項目等を設け、独自の調査票を作成した。

4 データ収集期間及び方法

1) データ収集期間は、2017 年 11 月～12 月

2) データ収集方法

- (1)本研究の趣旨、方法、内容、倫理的配慮等を記述した依頼文とアンケート調査票、並びに無記名の所定の返信用封筒を一括封入して専門分野担当教授宛に郵送し、2 週間程度の留め置き期間を経て同意が得られる場合は返信してもらった。
- (2)アンケート調査は無記名であり、個人や施設が特定されないようにデータ処理を行うこと、自由意思を尊重すること、回答に 20 分程度の時間を要すること、得られたデータは学術的な場での公表をすることも合わせて依頼文に明記した。
- (3)アンケート調査票に同意チェック欄を設け、同意してくれた場合はそこにチェックをした上で回答後返信用封筒で返信してもらった。返信があったことで同意が得られたと判断した。

5 分析方法

各データは、項目ごとに集計し、自由記述内容については内容の集約を行った。

IV. 倫理的配慮

アンケート調査は無記名であり、個人や施設が特定されないようにデータ処理を行うこと、得られたデータは学術的な場で公表すること等依頼文に明記した。アンケート調査票に同意チェック欄を設け、チェック欄にチェックされて返信があったことで同意が得られたと判断するなど倫理的な配慮を行った。

なお、本研究は山梨県立大学看護学部および大学院看護学研究科倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号 1724)。

V. 調査結果

1 大学院での 38 単位教育課程の状況について

1) 専門分野

82 校に発送し、31 校より回答を得て回収

率は 37.8%であった。31 校が回答してくれた専門分野は 35 課程であった(表 1)。

表1 専門分野名	(複数回答)
がん看護	14
慢性期看護	8
急性・重症患者	5
精神看護	4
在宅看護	2
感染看護	2

2) 38 単位教育課程の移行年数

26 単位から 38 単位への移行経過年数の一番多かったのは 2 年 (32%) 次いで 1 年 (26%) 3 年 (16%) で、全体の 74%は移行してから 3 年以内であった (図 1)。

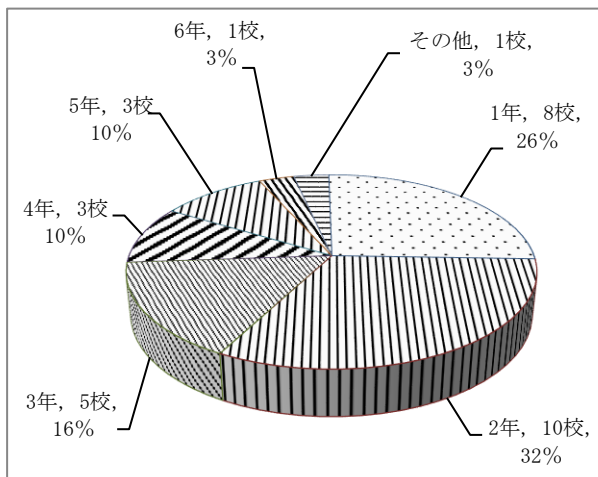


図1 38 単位教育課程移行後の年数 (n=31)

3) 学生定員

学生定員は、1 教育課程では 2～3 名が 6 校、4 名が 2 校、6 名が 1 校、博士前期・後期課程で 8～10 名 (4 校) という回答であった。また、大学院全体の定員を回答した大学では、10～19 名 (9 校)、20～29 名 (6 校) その他 (3 校) という回答だった。

2 大学の体制について

1) 学生に導入している制度

長期履修制度をとっている大学は 27(87.1%)、次いで科目履修制度 24 (77.4%)、TA 制度 22 (71.0%) であった。その他の記

述は、研究助成金制度、昼夜開講、県の奨学金制度、県内 1 年以上の在住者入学金半額、一般教育訓練給付金であった(表 2)。

表2 大学が導入している制度(複数回答)	
長期履修制度	27
科目履修制度	24
TA制度	22
授業料減免制度	10
履修相談窓口	10
独自の奨学金制度	5
その他	4

2) 担当教員の体制について

(1) 学部との兼務

大学院を担当している教員の勤務体制は、31 校中 30 校 97%が学部との兼務の体制をとっていた。

(2) 学部と兼務している場合の勤務体制

学部と兼務している場合の勤務体制は、回答のあった多くは学部と大学院の授業を並行して行っていた。「学部の講義や実習の合間、夜間や土曜日に開講もある」(9 校)「大学院クラスは曜日設定している」(2 校)「昼間は学部教育、夕方～夜間は大学院教育」(3 校)「学部担当講義や学部運営について等を少なめにしている」(2 校)、その他「裁量労働制で特別な体制はとっていない」「教授の勤務管理に任されている」等であった。さらに、「出勤時間等フレックス制をとっている」という回答がある一方で「土日開講の場合は代休が取れるが、現実的には代休が取れる状態ではない」また、「9 時から 21 時 20 分まで講義が入ることもある」といった回答もあった。

(3) 大学院担当教員の報酬制度の有無

大学院を担当する教員の報酬制度を「とっている」が 14 校 (45%)、「とっていない」が 13 校 (42%) 無回答が 4 校であった。

(4) 報酬体制がある場合のおおよその報酬額

報酬体制をとっている大学のおおよその報酬額は、月額 1 万円、1 万 5 千円、2 万円等定額制をとっている大学と、在籍人数×1～3 万円等学生の在籍人数に応じて決められている大学や授業時間数で 1 コマでカウントしている大学に 2 分された。また、個々の授業評価点数により別途報酬がつく場合があるといった回答もあった。

3 カリキュラムについて

(1) 夜間開講

夜間開講は、している 20 校 (65%)、していない 11 校 (35%) であった。

(2) 実習について

(1) 実習の配分

高度実践看護師教育課程は実習単位が 26 単位課程では 6 単位であった。

しかし、38 単位課程に移行した場合は実習単位は 10 単位となる。10 単位の実習の配分をどのようにしているかについては、実習 10 単位分を分割して行っていると回答したのは 21 校 (68%)、集中して行っていると回答したのは 8 校 (26%) であった (図 2)。

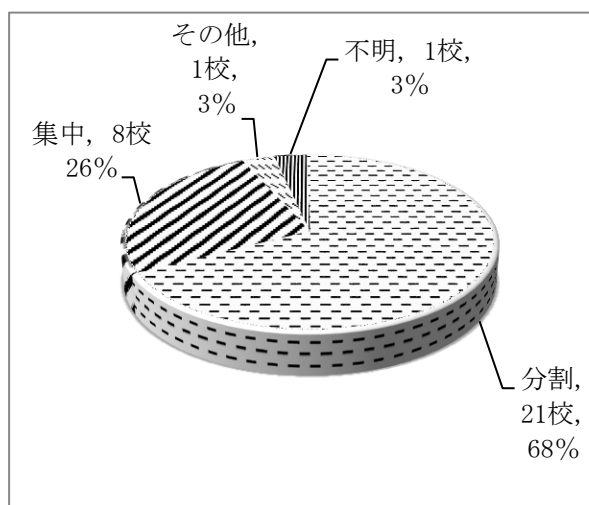


図2 実習の実施について (n=31)

(2) 実習の時期

10 単位の实習時期をどのように行ってい

るかの回答では、2 年前期 28 校 (90%) が最も多く、次いで 1 年後期 25 校 (80.6%) であった。2 年後期に入れている大学が 11 校 (35.5%)、また 1 年前期から入れているという大学も 6 校あった (表 3)。

表3 実習の時期 (複数回答)

1年前期	6
1年後期	25
2年前期	28
2年後期	11
コースにより異なる	1
時間割にしたがって	1

(3) 医師からの指導の有無

38 単位化は臨床判断力を強化し、ケアとキューの統合を目指した教育プログラムが求められている。教育課程に医師からの指導の有無を尋ねたところ、25 校 (81%) の大学が医師の指導ありと回答していた。

(4) 実習費について

実習費は各大学とも非常に様々であった。学生 1 名に 1 日 1,000～5,000 円という回答が多かったが、実習施設によって異なり一概に言えないという回答が最も多かった。

3) 研究論文について

(1) 論文作成および審査の有無

論文作成は、29 校 (94%) の大学がしていると回答していた。さらに、作成している大学の 1 校を除いては審査も行っているという回答であった (図 3)。

4) 共通科目について

(1) 病態生理学・臨床薬理学・フィジカルアセスメント (3P) の教員の選定

38 単位は、共通科目 A に看護教育論・看護管理論・看護理論・看護研究・コンサルテーション論・看護倫理・看護政策論があげられ、この中から 8 単位以上が課せられている。さらに新たに共通科目 B として、

フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学(3P)が必須単位 6 単位として加わった。この 3P の教員をどのように選定しているかを尋ねたところ、以下のような回答が得られた。

- ・学内教員（医師）・医学科教員・県立や附属病院医師・臨床の医師・医系教授・大学病院医師・学部実習の受入れ施設の医師・分野の責任者と医師（看護学専攻教員）で分担・医学科講座と一緒に授業展開
- ・関連病院や施設医師の中から専門性に基づいて選定、依頼
- ・包括連携協定を締結している医療機関の薬剤局長薬剤師、薬剤師がオムニバスで担当（非常勤講師）
- ・科目責任者を人事委員会で選び研究科教員が担当
- ・CNS コースを持っている専門領域の看護教員・専門看護師として必要知識の教授のため教授・准教授が担当。シラバス内容に沿って看護教員も一緒に担当
- ・基本的に学内で適任者を選定・教務委員会で選定
- ・学内の看護学部、医学部より選定し、一部学外からも選定
- ・フィジカルアセスメントは基礎系看護学教員で担当
- ・認定 Ns（非常勤講師）と大学の教員でオムニバスで担当
- ・専門看護師の教員を中心に選定している
- ・他大学の専門家も含めた非常勤講師

医師や薬剤師、専門看護師や認定看護師を外から講師として依頼する一方で、学内教員を中心に担当を決めている大学もあった。

(2) 開講している共通科目について

共通科目 A・B の他に CNS コースとして

どのような選択科目を開講しているかを尋ねたところ以下のような科目があげられた。

- ・がん病態生理・看護病態特論
- ・看護ヘルスアセスメント
- ・生命倫理、臨床倫理
- ・保健医療政策と経済
- ・保健統計学特論、データ分析方法論
- ・看護学基盤論
- ・疫学研究方法論
- ・こころの発達
- ・グローバルヘルス論
- ・インディペンデントスタディ 等

4 学生の状況について

1) 就業しながら来ている学生の有無

71%の大学が、就業しながらの学生を受け入れていた。その場合ほとんどが長期履修制度の利用者であった。

2) バーンアウトする学生の有無

26 単位から 38 単位に増えたことでバーンアウトした学生の有無を尋ねたところ 5 校(17%)があると回答した。その他 2 校は、比較できないという回答であった(図 4)。

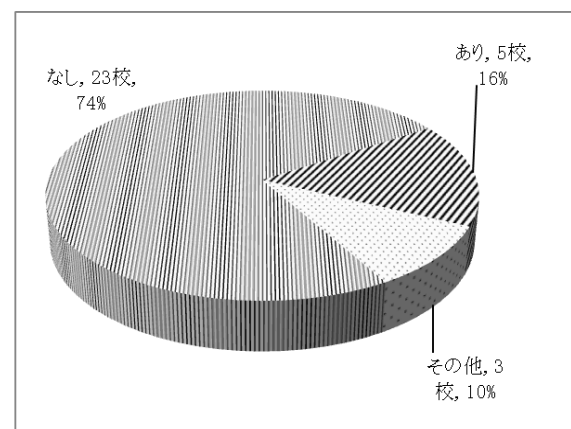


図 4 バーンアウトした学生の有無 (n=31)

3) 高度実践看護師教育課程と修士論文課程の選択制の有無

高度実践看護師教育課程つまり CNS 課程

と修士論文課程の選択制をとっている大学は18校(58%)であった。

4) 高度実践看護師教育課程から修士論文課程に進路変更する学生の有無

単位数増加にあたり進路変更した学生の有無を尋ねたところ、選択制をとっている大学18校のうち進路変更した学生がいると回答したのは13校(72.2%)であった。約75%が38単位に移行してからの経過年数が3年以内であるところからも、進路変更する学生数は多いと推察される。

5 学生確保について

1) 38単位となって学生確保に工夫している点

高度実践看護師教育課程の学生は、少なくとも5年以上の実践経験が必要となる。看護実践現場で中堅看護職員として活動している中で、活動を一度中断もしくは制限をして大学院に入学することを踏まえると、単位数が増えた事による学生確保は各大学が抱えている課題ではないかと考えた。

学生確保に向けて各大学が工夫している点は、「特にしていない」という回答の一方で、「大学関連病院とのコミュニケーションを図り理解を求めている」「看護実践現場での様々な講演会の折りに話をしている、近隣病院に出向いて説明をしている」「年1回附属病院でCNSコース説明会を開催している」「CNS教育課程について理解を得るために、講演会やシンポジウムを開催している」「毎月CNS修了生の有資格者参加の勉強会を開催している」「CNSによる実践報告や研究会を開催している」等の取り組みがされていた。

6 38単位に移行するにあたっての検討点

1) これから移行する大学への助言

すでに38単位に移行している大学として、これから移行する大学に向けての助言を求めたところ、以下のような回答があった。

- ・APN志向性のある受験生の確保が大切である。
- ・実習期間の確保はもちろんであるが、実習までの準備ができない(イメージできない、内容の複雑さを予測して知識をつける、研修に行く等工夫が必要)、そのための期間確保も大切、つまり就労しながらの両立は難しい。
- ・学部教育を兼務していると、負担が大きいため調整が必要で長期履修制度を活用しても、学生はかなりタイトなスケジュールになる。
- ・38単位になった方が院生の質は高まったように思う。かなりのやる気が無いと務まらないので、やる気のある大学院生が多い。
- ・CNSコース選択者であっても論文研究を課し、かなりハードである。受験前にカリキュラムの概要や2年間の進め方について説明し、学生が計画的、主体的に学習する意欲を持って入学するようにしている。社会人入学者には施設の協力が得られるよう自分で交渉するようにしている。
- ・入学前の学生選抜における慎重さが求められる。学生の能力、準備が不足の場合は2年間では無理であると予め伝える。
- ・次から次と追われる感じになるため、学生の成長を共に振り返ることが大切と思っている。
- ・院生のスケジュールが過密になるため、実習施設はできるだけ近隣を探すようにしている。また課題研究のテーマも早い時期から検討するよう助言している。教員も院生と協力しながらスケジュールの調整を行う必要があると思う。
- ・カリキュラム全体の構成によっても一概に言えないが、1年次前期は科目が集中し専門科目以外で学生は手一杯になりがちのため、専門科目は通年科目にし、時間割の自由度を高めておき、学生と話し合い

ながら柔軟に運用していく方法を取っている。

- ・移行事態は事前相談等で準備はできるが、育成してどのように活用するのかという、就職先の問題と学生のレディネスを十分に把握する手段を講じないと難しいと思う。組織としての対応をしないと、教員が不在になると開講もできなくなる。
- ・実習施設と期間の確保が大切になる
- ・研究への時間的負担が増すので工夫が必要である。
- ・大学内教員の全体的な協働により維持発展させられる。
- ・修了生には先輩として実習や教育にも関わられるような流れをつくる。
- ・非常勤確保も難しい中での教員協力体制、実習施設の確保、実習病院の看護部意識の向上のための関係づくりが重要である。

過密なカリキュラムとなるため、学生への事前オリエンテーションを徹底して行い、十分な動機づけと準備時間の確保の必要性が述べられていた。指導体制としては、実習機関との綿密な打ち合わせや協力体制、学内教員の協力体制、専門看護師を巻き込んだ指導体制の充実が述べられていた。また、入学してくる学生のモチベーションは以前より高いと感じると回答した大学もあった。

2) 38 単位で資格を取得した高度実践看護師の活動フィールド

38 単位教育課程を修了した修了生の活動フィールドは、26 単位の教育課程の時とは変化はないと回答した大学がほとんどであった。医療機関や訪問看護ステーションなどで看護師・師長等管理者・所長で活躍する専門看護師や、大学教員として活躍している修了生もいる。さらに、様々な機関の専門チームに所属して活動している人や起業している修了生もいるといった回答があ

った。

VI. 考察

今回の調査は、すでに高度実践看護師教育課程 38 単位に移行した実施大学への質問調査から移行に向けた課題を明らかにすることで、38 単位化を目指す大学の取り組みへの示唆を得ることを目的に行ったものである。

38 単位への移行は 2011 年 6 月に制度改革があってまだ日が浅く、移行して 3 年以内の大学が 74%を占めていた。以下に考察と課題を述べたい。

1 大学の体制について

学生に対しては長期履修制度を 9 割弱の大学がとっており、7 割の大学が就業しながらの学生を受け入れていた。単位数が増えた分就業しながらの学生は長期履修制度を活用した体制をとらなければ、事実上学業継続は厳しいと考える。その点は、多くの大学の現状と通じている。

大学の体制は、長期履修制度等活用することで就業しながら学べる環境を整えていくことの重要性を再確認する一方で、自由記載の中では就業しながらの履修はかなり困難があるとの指摘もある。いずれにせよ学業と仕事の両立は、単位数が増加したことでさらに厳しい状況となり、学生の主体性と履修計画をより綿密に立てていく必要性を、具体的に学生の指導にどう反映させるか今後の課題である。

教員の体制は、回答があった大学は学部との兼務体制をとっていた。兼務をしている場合の勤務体制は、大学院のクラスは、夜間や土日で行っている大学や学部の担当を調整している大学、各自で調整しながら取り組んでいる大学などさまざまであった。フレックス制や代休制をとっているといった回答の中には、現実には制度が活用できていないといった実態があった。また、大学院を持つ教員への報酬制度をとっている大学は 45%、その報酬額は定額の大学と学生数によるという回答に分かれた。

報酬面でもすべての教員に大学院を担当して

いることでの報酬が保障されていない実態もあった。このような状況の中では、教員のバーンアウトにつながる危険性は大きく、学部との兼務が大半を占める中、学部・大学院教員含めた大学全体の働き方改革の必要性が喫緊の課題だと考える。

2 教育の体制について

カリキュラムの検討は、自由記述からも過密スケジュールになるため科目配分を柔軟的に検討する必要性が示唆された。専門科目は通年にするなど時間割の自由度を高めていき学生と話し合いで決めるなど、各大学では工夫をしていた。また、実習は集中して実施するところよりも分割して実施しているところのほうが多く(68%)、1年次後期や2年次前期から後期と回答したところが多い。一方で、1年次前期に入れている大学もあり、実習をどのように配置すると効果的かさらに検討していく必要がある。

また、8割は医師からの指導を直接カリキュラムに取り入れており、38単位への移行が臨床判断能力のさらなる向上を目指しているところから、専門分野での医師等の講師の確保が重要課題である。

実習施設は、実習単位が6単位から10単位に増えており、実習指導体制のさらなる強化が示唆された。修了生が実習指導に関われるような体制や実習施設との協働体制、教員が実習指導に行くためには教員のマンパワーの確保と実習施設をできるだけ近隣施設に依頼することで、教員の時間を確保できる等、指導者側のマンパワーの確保と実習施設との協力体制の強化が課題であると考ええる。

実践力を高めるカリキュラムとは別に、高度実践看護師教育課程における「研究」への取り組みは、単位数が増えた事による学生および教員の負担が大きいといった回答があった。しかし、専門看護師が持つ課題には「専門看護師による看護実践のエビデンスを示す研究が少ない」ことが指摘されている²⁾。自らの実践を研究的に捉え、さらにそれを看護実践につなげ、看護の

質を高めるための研究は必須である。専門看護師の研究者としての能力を高めていく基盤となる「研究」を大学院教育の中にどう位置づけるかの検討が必要である。

3 学生確保について

各大学とも38単位になることに対する理解と説明を、様々な機会を得て実施していた。その結果、得られた学生はそれなりの覚悟を決め質の高い学生が集まってきているのだといった自由記載があった。具体的にどのような制度があり、どのような履修計画の下で履修することで履修可能となるか示さなければ、学生確保にはつながらない。しかし、それで集まった学生は高く明確なCNS志向を持った学生である。

一方で、途中でバーンアウトする学生がいる大学(17%)や高度実践看護師教育課程と修士論文課程の選択制をとっている大学のうち7割が進路変更する学生がいることから、高度実践看護師教育課程と修士論文課程の両方を開講し、バーンアウトする学生には修士論文課程への進路変更の道を残す必要性もあると考える。途中で進路変更できる体制を作る体制の検討が示唆された。

VII. 終わりに

本調査は、高度実践看護師教育課程が、平成32年度限りですべて終了することを受け、26単位から38単位に移行するための検討資料にすることを目的に行ったものである。その結果、多くの検討課題を明確にすることができた。自由記述の中に、「教員の熱意とチーム力で頑張っていたほしい」といった励ましもいただき、勇気づけられた。今後、本大学でこの結果から38単位化に向けた検討を進めていく。非常に忙しい中を回答いただいた大学に心より感謝したい。

なお、本研究は平成29年度山梨県立大学大学院共同研究費で実施したものである。

引用・参考文献

- 1) 日本看護系大学協議会：平成 30 年度版高度実践看護師教育課程基準,高度実践看護師教育課程審査要項,3-10,平成 30 年 3 月 12 日.
- 2) 宇都宮明美：日本における専門看護師の現状とこれからの課題,看護研究,vol.50 no.1, 54-58,2017.
- 3) Ann B.Hamric 他 中村美鈴・江川幸二監訳：高度実践看護統合的アプローチ,10-14,へるす出版,2017.

Examine issues of implementing advanced practical nurse education curriculum 38 units ～Through inquiry survey to the university already implemented 38 units～

SATO Etsuko, ENDO Midori, SHIMIZU Keiko, HIRAO Yuriko
YONEDA Akiko, WATANABE Kadumi, YODA Junko, IZUMUNE Mie
NOZAWA Yumi, MAEZAWA Miyoko

key words: advanced practical nurse education curriculum, examine issues of 38 units